

益城町災害公営住宅仮申し込みについてのご案内

回復整備課災害公営住宅係 ☎ 289 - 2930

益城町災害公営住宅の入居者を募集するため、仮申し込みを受け付けます。原則、仮申し込みを行った世帯に限り、本申し込みができます。

また、仮申し込みの結果に基づき、地区ごとの整備戸数などを見直します。大変重要な申し込みとなりますので、災害公営住宅へ入居を希望される世帯は、必ず期限までに申し込みをお願いします。

災害公営住宅とは、平成 28 年熊本地震により住宅が滅失し、自力では住宅再建が難しい方のために、町が公営住宅法に基づき建設するものです。通常の公営住宅と比べ、入居基準が緩和されます。

■仮申込受付期間

1月15日⑨から2月28日⑩まで

・震災前にお住まいだった地区ごとに受け付けます。仮申込書裏面の日程をご確認ください。

・休日受け付けは、1月21日⑨、2月18日⑩のみです。

午前9時～正午、午後1時～3時(全地区対象)

■受付場所・受付時間

〒861-2295 益城町大字木山594

役場仮設庁舎2階 復興整備課仮申込受付窓口
(午前9時～正午、午後1時～5時)

・原則として、上記窓口で受け付けます。遠方に避難しているなどの理由で窓口に来られない方は、簡易書留に限り郵送での申し込みも受け付けます(必ず日中につながる電話番号を記入してください)。

■災害公営住宅の入居要件

次の①～⑥の全ての要件を満たす必要があります。

①平成28年熊本地震により益城町で居住していた住宅が被災し、その住宅のり災判定が「全壊」の世帯。または、**り災判定が「大規模半壊」または「半壊」であり、その住宅を解体していること。**

②居住できる家を所有していないこと。

③仮設住宅や避難先等に居住しており、現に住宅に困窮していること。

④被災者生活再建支援制度の加算支援金を申請していない・受給していないこと。

⑤申し込み世帯に暴力団員がいないこと。

⑥町税等の滞納がないこと。

・入居時には、敷金の支払い、連帯保証人が必要。

■ペットの飼育について

災害公営住宅でのペットの飼育は原則認めません。ただし、震災前から飼育されているペットに配慮し、町が示した条件を満たす場合に限り飼育を認めます。

○ ペット飼育についての条件(飼育基準)

(1) 飼育するペットの基準

①飼育できるペットは、平成28年熊本地震の際に同居していたペットで、そのペット1代限りとする。ただし、⑤および⑥に該当する動物は除く。

②新たにペットを飼育することはできない。

③飼育できるペットは、犬、猫、小動物(ウサギ、ハムスター、小鳥など)とする。

④飼育できるペットの大きさは、重さがおおむね合計10kg以内でゲージなどに入れて、非常時に1人で持ち運びができる大きさとする。ただし、⑤および⑥に該当する動物は除く。

⑤盲導犬や介助犬など身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬。

⑥医療を目的としたペットであり、診断書により必要とされた動物。

(2) 飼い主の義務

①ペットは居室内で飼育すること。

②飼育届出書および飼育誓約書を提出すること。

③異性別の犬を2匹以上飼育する場合は、その犬に対し避妊または去勢の手術をすること。

④猫を飼育する場合は、その猫に対し、避妊または去勢の手術をすること。

⑤本ペット飼育基準に該当しないペットの飼育や近隣への迷惑行為など、悪質な場合は住宅の明渡し請求および訴訟されることについて承諾すること。

■仮申し込みに必要なもの

益城町災害公営住宅入居仮申込書(19・20P) / 印鑑 / り災証明書の写し / 大規模半壊または半壊の世帯は、解体証明書(町環境衛生課から発行)の写しまたは滅失登記簿謄本の写し / 平成29年1月1日時点で益城町に住民票がない方は、平成28年分源泉徴収票、年金額改定確定通知書、所得税(または町県民税)申告書の写しなどの入居予定者全員の所得が確認できる書類

次のページへ続きます ↓